

シンガポールにおける権威主義体制の確立過程

— 外資誘致の観点から —

布田 功治

The Process of Establishing the Authoritarian System in Singapore — From the Perspective of Attracting Foreign Capital —

Koji FUDA

はしがき¹

シンガポールは、他の ASEAN 諸国と比べて著しい経済成長を遂げ、1996年にはOECD開発援助委員会（Development Assistance Committee: DAC）の援助受入国・地域リストを脱して先進国となった。この類まれな経済発展の主要因として指摘されるのは、積極的な外資誘致である。実際、多数の外資系多国籍企業がシンガポールに進出しており、ASEAN全体の統括拠点会社も多くみられる。

ここで、外資誘致を成功させる必須条件として、政治の安定に注目しておきたい。周知のように、シンガポールの人民行動党（People's Action Party: PAP）政権下で、政治の安定性は絶対的な高水準となっている。「政治の安定」の意味をシンガポールの外資誘致の歴史的文脈でとらえると、親共産主義勢力による政治目的での労働組合活動の鎮圧を指すと言える²。政治目的での労働組合活動とは、合理的な範囲で賃上げや労働環境改善を求めめるのではなく、共産主義革命や政権打倒のための経済活動破壊を目的として、無理難題な賃上げや労働環境改善を求めめるデモ行為やストライキを指す。

上記の意味でのシンガポールの政治の安定化は、マレーシア連邦時代のリー・クアンユー（Lee Kuan Yew, 李光輝）政権下で、1964年5月に達成されたと本稿は

みなす。具体的には、PAPから離脱した親共産主義勢力の内部分裂の生じた64年5月に、リー政権は絶対的な国内政治の安定性を確立したとみなす。

ただし、それ以前は、PAP内部でもリーら非共産主義勢力と林清祥ら親共産主義勢力との間で熾烈な権力闘争が繰り広げられていた。とくに、57年8月および61年7月のPAP内部の2つの政変は、リーにとって最大の政治危機であった。これら2つの政変を経て、多くのPAP幹部が追放されたり自ら去ったりした一方で、残った少数の幹部は結束を強め、それらに権力の集中する権威主義体制を確立する。そして、権力を掌握した少数の政権幹部らは、その強固な人的ネットワークを生かした省庁横断型の機動性と効率性に優れた外資誘致政策を展開し、高度経済成長に大きな貢献を果たした。

以上のように、リー政権は、権威主義体制の下で政治の安定化を達成した。本稿では、その権威主義体制はいかなる経緯で確立されたのか、その歴史の変遷を示すことを課題としたい。なお、本稿は、外資誘致政策自体の分析については今後の課題とし、外資誘致政策の展開を分析するための準備段階として、政治の安定化を達成したシンガポール特有の権威主義体制の確立過程を整理するものである。

本稿の分析では、1930年代から1990年代までのシンガポールの政治史について、主要な人物や出来事を網羅的に取扱いながら全体像を描いた大作である竹下（1995）とPAP（2014）に多くを依拠している。竹下の示した多岐にわたる多数の事実を、PAP60年史の叙述と異なる部分にとくに留意しながら、マラヤ共産党（Malayan Communist Party: MCP）の勢力拡大過程および2つの政変過程に焦点を当てて再構成した。そうすることで、2つの政変の連続性およびその後のリーら非共産主義勢力の立て直しの特徴を抽出することを試みた。

本稿の構成は、下記の通りである。第1節では、リー

¹ 本研究はJSPS科研費JP19K01774、21H00736の助成、および令和三年度亜細亜大学海外研究助成を受けて進められた研究成果の一部である。

² 本稿での親共産主義勢力は、竹下（1995）の定義する「親共産主義者」と同義である（竹下、1995、93ページ）。すなわち、「政府当局が共産党とのはっきりした関係を確認できなかった者、であり、当該人の共産主義に対する考えとは全く関係がない」（同上、93ページ）。

政権の最大の政敵となった親共産主義勢力の起源として、MCP に焦点を当て、1930 年の結党から 1950 年代初めまでの勢力拡大過程を示す。この第 1 節では、第 2 節での議論の理解に必要なシンガポールの政治経済に関する基礎的情報の提供も意図している。第 2 節では、57 年 8 月と 61 年 7 月の 2 つの政変をとりあげ、これらの政変はリーにとって最大の政治危機であったと同時に、その立て直しを経て政権基盤を強化する機会にもなったことを示す。とりわけ、57 年 8 月の政変後に強権的な党内統治を始めたこと、61 年 7 月の政変後に権威主義体制の構築を進めたこと、64 年 5 月にリー政権が親共産主義勢力に対する絶対的優位性を確立したことに注目する。

第 1 節 MCP の勢力拡大過程

本節では、リー政権の最大の政敵であった親共産主義勢力の起源である MCP に焦点を当て、シンガポール内外の政治経済問題と絡めて、1930 年の結党から 1950 年

代初めまでの勢力拡大過程を示す。というのも、第 2 節で取り扱う 2 つの政変の際に論争となった諸問題は、MCP の勢力拡大期に生じた様々な政治経済問題に起因するからである。

1. MCP の抗日闘争と親英路線

現在のシンガポールとマレーシアが英領マラヤとして一体だった 1930 年、シンガポールで設立された南洋共産党の流れを汲む MCP が結成された³。MCP は、反帝国主義闘争や労働者革命支援を掲げたとはいえ、実際には祖国中国救済を目指す抗日闘争組織であった⁴。英領マラヤの英国植民地政府は、反英闘争につながることを恐れ、MCP の抗日闘争をたびたび鎮圧していた⁵。

³ 李 (1987) 135 ページ

⁴ 原 (1978) 3-4、8 ページ。MCP 指導者の多くは、中国共産党から派遣された (Hanrahan, 1971, p.58)。

⁵ 原 (1978) 8 ページ

第 1 表 MCP の勢力拡大過程

	シンガポール・マレーシア関係	国際関係
1930年	MCP 結党	
1931年 9 月		満州事変
1937年 7 月		日中戦争開始
1941年 6 月		独ソ戦争開始
1941年12月	MCP と英国植民地政府の抗日軍事協力協定	太平洋戦争開始
1942年 2 月	日本軍によるシンガポール占領	
1944年 2 月		英国で、マラヤ連合計画策定
1945年 9 月	連合軍によるシンガポール奪還	
1945年10月	全国労働組合のストライキ	英国で、マラヤ連合計画にマラヤ連合市民権加筆
1946年 1 月	マラヤ連合白書発表	
1946年 3 月	UMNO 結党	
1946年 4 月	マラヤ連合発足、シンガポール植民地政府設置、マラヤ連合市民権の発効延期	
1946年 8 月	連邦憲法の草案作成開始	
1947年 3 月		トルーマン・ドクトリン宣言
1947年 6 月		マーシャル・プラン発表
1947年 9 月		Cominform 結成
1948年 2 月	マラヤ連邦発足	東南アジア青年会議
1948年 3 月	シンガポールで初の立法評議会の制限選挙、MCP の反英路線への転換	
1948年 4 月	シンガポールで大規模ストライキ計画頓挫	
1948年 5 月	MCP の地下活動による武装闘争開始	
1948年 6 月	共産ゲリラによる欧州系農園主殺害、非常事態宣言、非常事態条例の緊急制定	
1949年10月		中華人民共和国建国
1950年12月	MCP のシンガポール支部壊滅	
1951年 3 月	英軍によるゲリラ兵掃討作戦	

ところが、41年6月の独ソ戦争開始後、MCPはソ連の敵国となったドイツに敵対する英国を自らの友人と位置付けた⁶。すると、MCPの呼びかけに応じて、同年12月の太平洋戦争開始直後に、英国植民地政府はMCPと抗日軍事協力を締結した⁷。このとき、英国植民地政府は、シンガポールに特殊訓練学校を設置し、MCP系の労働組合連盟（Trade Union Federation: TUF）から派遣された華人を中心とする人々にゲリラ戦や破壊活動の訓練を授けた⁸。42年2月の日本軍によるシンガポール占領後も、MCPのゲリラ兵は抗日武装闘争を続け⁹、日本軍もMCP関係者やゲリラ活動を支援するシンガポールの華人に対する弾圧を行った¹⁰。

戦争中の44年5月、英国政府は、シンガポール奪還後の統治計画において、英領マラヤをマラヤ連合とシンガポールに分離させることを決定した。この分離計画では、軍事・経済面の要衝地シンガポールの直接支配の維持、および華人による経済支配への恐れを抱くマレー諸国への配慮を意図していた。ただし、シンガポール奪還後の45年10月、英国政府はマラヤ連合計画に「マラヤ連合市民権を創設する」という文言を加筆する¹¹。これは、日本の戦時行政に協力したマレー人への懲罰および英軍に協力した華人への褒賞を意味した。

46年1月にマラヤ連合市民権創設を記したマラヤ連合白書が発表されると、マレー人は、経済面のみならず政治・社会面でも華人に支配されるとの恐れから大規模な反対運動を起し、同年3月に統一マレー国民組織（United Malays National Organization: UMNO）を結成

した¹²。この事態を憂慮した英国政府は、同年4月のマラヤ連合発足後、マラヤ連合市民権の発効を延期した。さらに、同年8月、憲法の草案作りに着手した際、英国政府は、マラヤ連合のスルタンとUMNO代表のみに憲法作業委員会への参加を認め、華人を含む非マレー人には参加を認めなかった¹³。結果的に、華人の意見を反映することなく、新連邦憲法によって、シンガポールを切り離したままのマラヤ連邦が48年2月に発足した。

以上の経緯をシンガポールの華人の立場から整理すると、生命や財産をかけて英軍に協力し、対日戦争の勝利に貢献したにもかかわらず、英国の都合でマラヤから切り離されたことを意味する。同時に、マレー人の華人に対する嫌悪感の大きさを理解することとなった。このことは、シンガポールの華人達を、マラヤ連邦との統合による独立を目指す人々とシンガポール単独での独立を目指す人々に分裂させる布石となった。

一方、戦後のシンガポールでは、45年10月にMCPが全国労働組合（General Labour Union: GLU）を組織してストライキを行い始め、その多くを成功させて大衆の支持を獲得していた¹⁴。また、MCPと英国植民地政府との協調関係は、戦後も続いていた。両者の関係が急変するのは、48年2月のマラヤ連邦発足を受けて翌3月にシンガポールで初の立法評議会の制限選挙を実施した頃であり、国際的な政治問題の影響によるものだった。

2. MCPの反英闘争への転換

当時、国際政治では、米ソ冷戦が表面化していた。英国の要請を受けて、米国のトルーマン政権が47年3月のトルーマン・ドクトリンや同年6月のマーシャル・プランなど反ソ反共政策を発表した。ソ連は、核兵器をもつ米国の対決姿勢に恐怖を感じ、同年9月のコミンフォルム（Cominform、共産党・労働者党情報局）結成によって、東欧諸国への統制を強化して自らの安全確保を試みた¹⁵。西側諸国との協調路線から対決路線へのソ連による外交方針転換は¹⁶、東南アジアの共産主義勢力へも大きな影響を与えた。

48年2月、ソ連系の世界民主青年連盟によるカルカットでの東南アジア青年会議で、アジアの民族解放闘争を鼓舞するソ連の意向が示され、会議に参加したオーストラリア共産党委員長はMCPにもその意向を伝え

⁶ 反英から親英へのMCP本部の方針転換の一方で、実際の活動現場では、英帝を怨恨する扇動やマラヤ経済を破壊するためのストライキなどといった反英闘争がかなりの規模で繰り広げられていた（原、1978、7ページ）

⁷ Chapman (1957) p.27

⁸ 筒井 (1944) 157ページ、竹下 (1995) 14ページ、全国労働組合会議（National Trade Union Congress: NTUC）ウェブサイト（Reunion 1940s）。なお、本稿では、中国系住民の呼称を華人に統一するが、実際は、出稼ぎの華僑も含む。

⁹ すべての労働組合は、地下に潜行した（NTUCウェブサイトのReunionを参照）。

¹⁰ 日本軍は、華人男性を検問しMCPの党員やゲリラ兵の疑いある場合は大量処刑したり（肅清事件）、抗日武装闘争へ活動資金を提供する華人協会に対して莫大な献金を懲罰的に強要したり（強制献金事件）した。これらの詳細は、篠崎 (1976) や竹下 (1995) を参照。

¹¹ 竹下 (1995) 18、20ページ

¹² 竹下 (1995) 29-30ページ。

¹³ 竹下 (1995) 30ページ

¹⁴ 松岡 (2019) 79ページ

¹⁵ ハレー (1970) 98-103ページ

¹⁶ 岡本 (1997) 299、315ページ

た¹⁷。MCPは、翌3月の中央執行委員会で、従来の英国植民地政府との協調路線を放棄し¹⁸、イギリス帝国主義に対する大衆闘争の組織化と武装闘争を決定する¹⁹。

同年4月初めにMCPの方針転換を察知した警察は、MCPによる破壊的なストライキ計画の情報も入手し、計画前日に港湾局労働組合事務所やシンガポール労働組合連合本部を襲撃しMCP関係者を多数逮捕して計画を未然に防いだ²⁰。すると、MCPは同年5月に、資本家階級を打破して労働者革命を成就させるため、マラヤ経済破壊を目標とする地下活動に移行した。そして、労働組合を背後から操り破壊的なストライキを扇動したり、抗日闘争時に英軍から学んだゲリラ戦術を反英闘争に用いたりするようになった²¹。

翌6月にはマラヤ全土で暴力行為が始まり、共産ゲリラによるヨーロッパ系農園主に対する殺人事件などが頻発した。事態を憂慮した英国植民地政府は、マラヤ連邦に次いでシンガポールでも特別非常条例を施行した。そして、同年7月に非常事態条例（Emergency Regulations Bill）を制定し、非常事態を宣言した²²。こうして、政府は、共産主義革命や政権打倒を目的とする破壊的な労働組合活動を禁止したり、政府にとっての政敵を不起訴状態で長期拘留したりする法的根拠を得た。なお、この非常事態条例は55年に治安維持法として法制化され、第2節で論じるように、政権が裁判なしに政敵を長期拘留する法的な常套手段となった。

その後、政党認定を取り消されたMCPは²³、50年12月にシンガポール支部の関係者全員を逮捕されたり、51年3月の英軍やマラヤ連邦のMCPゲリラ掃討作戦によって壊滅的被害を受けたりしたため、同年10月には方針を転換し、無差別テロを廃止して大衆からの支持獲得を目指し²⁴、デモ行為やストライキを行う労働組合の後方支援に注力していく。

このMCPの方針転換の頃に、英国留学から帰国し、労働組合や華語中学生連盟などの弁護活動を通じて、親共産主義勢力とのつながりを深めたのが非共産主義勢力に属するリー・クアンユーであった。両勢力は、54年11月にリーを代表者とするPAPを結成し、活発化する労働組合のデモ行為やストライキを背景に勢力を拡大し

ていく²⁵。

リーは、英国留学中の50年1月に、ロンドンの反植民地主義マラヤン・フォーラムで政治的な講演を初めて行い、「マラヤの現状でイギリス人を追い出して独立を達成できるグループは共産党だけである、だが共産主義がシンガポール、マラヤには適切な制度でないとなれば、帰国学生が広範な大衆運動を組織し、合法的手段で国家独立を達成しなければならない」と結論づけている²⁶。この講演録からは、暴力に訴える共産主義を否定しつつも、独立を目指す親共産主義者には一定の共感を示していたことをうかがえる。しかし、次に論じる2つの政変を経て、リーは排他的な徹底した反共路線へと転換していく。

第2節 2つの政変

本節では、57年8月と61年7月の2つの政変をとりあげ、これらの政変はリーにとって最大の政治危機であったと同時に、その立て直しを経て政権基盤を強化する機会にもなったことを示す。とりわけ、57年8月の政変後に強権的な党内統治を始めたこと、61年7月の政変後に権威主義体制の構築を進めたこと、64年5月にリー政権が親共産主義勢力に対する絶対的優位性を確立したことに注目する。

1. 1957年8月の政変

PAPの野党時代の57年8月、親共産主義勢力は、後述する党内選挙制度の不備を突いて、非共産主義勢力に対する権力闘争を仕掛けた。PAP中央執行委員会の委員選挙の結果、親共産主義勢力は、委員12名のうち半分を占め、リーにPAP代表を引き続き務めるよう説得を試みた。ところが、それらの傀儡となることを嫌ったリーは、PAP代表を固辞し役職なしの委員となった²⁷。

この政変によって、親共産主義勢力はPAPの実権を奪取したが、その支配はわずか10日間で終わる。というのも、PAPの共産主義化を恐れた与党シンガポール進歩党のリム主席大臣が、親共産主義勢力を治安維持法

¹⁷ 竹下 (1995) 37 ページ

¹⁸ 原 (1970) 9、18 ページ

¹⁹ 竹下 (1995) 37 ページ

²⁰ 竹下 (1995) 38 ページ

²¹ 竹下 (1995) 38-39 ページ

²² 板谷 (2011) 6 ページ

²³ 板谷 (2011) 6 ページ

²⁴ 竹下 (1995) 41、43-44 ページ

²⁵ 本稿のPAP結党前史では、2つの政変と密接に関連する政治経済事情に絞り込んで言及している。PAP結党過程、親共産主義勢力と非共産主義勢力の関係性（受けた言語教育の違い）など、本稿で簡略化した事柄の詳細については、PAP (2014)、竹下 (1995)、岩崎 (2013)、田村 (2013) を参照。

²⁶ 竹下 (1995) 59 ページ

²⁷ PAP (2014) p.15

で一斉逮捕したからである²⁸。もし与党進歩党のリム主席大臣が一斉逮捕に踏み切らなければ、リーら非共産主義勢力は親共産主義勢力に実権を奪われたままであった可能性も高い。この意味で、57年8月の政変は、リーにとって最大の政治危機だった。

(1) 57年8月政変の勃発要因

この57年8月の政変の勃発要因として、次の2点を指摘できる。第一に、英国政府との第2回独立交渉で57年3月に締結されたロンドン協定に関して、英国政府による治安権限の保持に親共産主義勢力が反発したことである。第二に、野党代表として交渉に参加したリーが同年4月の帰国直後に、治安権限の獲得のためにはマラヤ連邦との統合しか道はないと主張し²⁹、それに親共産主義勢力が強く反発したことである。

上記の治安権限に関する交渉と親共産主義勢力の反発を理解するには、56年4月の第1回独立交渉に遡って、交渉失敗の経緯を整理する必要がある。なお、シンガポールの第1回独立交渉の3カ月前に、マラヤ連邦は英国政府との独立交渉を成功させていた。下記では、56年の独立交渉で、マラヤ連邦は成功した一方で、シンガポール植民地政府が失敗した理由から論じる。

端的に言えば、マラヤ連邦とシンガポール植民地政府の独立交渉の成否を分けたのは、親共産主義勢力を統制する治安能力の高さの違いであった。マラヤ連邦では反共産主義のUMNOが55年7月の総選挙で52議席中51議席を占めて圧勝しており³⁰、同年12月のMCPとの和平会談でも、UMNOのトゥンク・アブドゥル・ラーマン首相は、和平後のMCP合法化案を拒絶するなどMCPに対して強硬な態度で対峙していた。

一方、シンガポールの与党シンガポール進歩党のマーシャル主席大臣も、ラーマン首相とともにMCPとの和平会談でMCP合法化案を拒絶したが、英国政府は、マーシャルの治安能力を疑問視していた。というのも、マーシャル政権は、連立政権ゆえの政権基盤の不安定さに加えて、55年2月のバス労働組合によるホクリー暴動を統制できず、英軍の軍事介入を引き起こしていたからである³¹。

英国政府のアジア戦略において、シンガポールは、英

国と密接な関係にある香港、インド、オーストラリア、ニュージーランドの結節点となる軍事・経済面の要衝地であった。それゆえ、独立後にシンガポール政府が労働組合の背後にいる親共産主義勢力を統制できない場合、英国政府は軍事介入せざるを得なくなることを懸念していた。

おりしも55年4月、アジア・アフリカの旧植民地諸国だけの初の国際会議（インドネシアでのバンドン会議）で、アジア・アフリカ諸国29か国が反帝国主義、反植民地主義を提唱したこともあいまって、英国に対する国際批判は高まっていた。そこで、英国政府は、シンガポール独立後の軍事介入を回避するために、シンガポールの治安権限を保持し続けることを望み、英国人高等弁務官を議長とする国内治安評議会の創設（英国人4名（英国人高等弁務官を含む）、シンガポール人3名）を提案した³²。

つまり、英国政府がシンガポールの治安権限を実質的に掌握し、警察を機動的に動員することで、英軍の軍事介入が必要となる前に破壊的な労働組合活動を鎮圧することを意図していた。この提案に対し、当時のマーシャル主席大臣は、治安権限のない独立は真の独立とは言えないと頑なに反対した結果、第1回独立交渉は物別れとなり失敗した。

このことが原因となりマーシャルは主席大臣を辞任し、後任のリム主席大臣が57年3月からの第2回独立交渉に臨むこととなった。リム主席大臣は、英国政府から治安権限に関する譲歩を引き出すためにも、親共産主義勢力を統制する治安能力の高さを示す必要があった。そこで、56年9月にMCPの前線組織とみられたシンガポール婦人連盟や華語中学生連盟などを活動停止に追い込んだ。それらの団体は、同年10月に大規模なストライキや抗議集会で対抗したが、政府はその鎮圧に成功した³³。

この鎮圧によって、シンガポール植民地政府は、英国政府からの一定の信頼を得た。そして、国内治安評議会について、第1回独立交渉時の英国側の絶対的な治安権限を認める案（英国側4名（英国人高等弁務官を含む）、シンガポール側3名）は廃棄され、英国側にシンガポールと同じ治安権限を認める案（英国側3名：英国人高等弁務官を含む、シンガポール側3名：首相と閣僚2名、マラヤ連邦1名：マラヤ連邦政府指名の閣僚）に沿って設立することとなった³⁴。

第1回独立交渉にも参加したリムやリーにとっては確かに英国の譲歩案であったとはいえ、交渉の枠外にいた

²⁸ PAP (2014) p.15. 竹下 (1995) 113 ページ。MCP の地下活動による武装闘争へ対処するため 1948 年に制定された非常事態条例は、1955 年に治安維持法として法制化されていた。その際、不起訴長期拘留の項目は残存した。

²⁹ PAP (2014) p.19

³⁰ 板谷 (2011) 11 ページ

³¹ 竹下 (1995) 102 ページ

³² 板谷 (2011) 12 ページ

³³ 竹下 (1995) 105-108 ページ

³⁴ 竹下 (1995) 109, 135 ページ。板谷 (2011) 13 ページ

親共産主義勢力の立場からは、独立するにもかかわらず、労働組合活動を鎮圧するための治安権限を引き続き英国政府が保有することには変わりはないことになる。それゆえ、親共産主義勢力は、このロンドン協定に異議を唱えたのである。

さらに、交渉を締結して帰国した直後の57年4月、リーは講演を行い、「完全な独立を得る唯一の道は、マラヤ連邦との統合」であると述べた³⁵。治安権限を英国政府から引き剥がすためには、親共産主義勢力を統制する治安能力の高いマラヤ連邦との統合によって、英国政府からの信認を得なければならないとする主張だった。

第1節で既述のように、46年のマラヤ連合市民権をめぐる問題で、華人は自らに対するマレー人の嫌悪感をまざまざと見せつけられたことに恐怖し、華人の多い親共産主義勢力は実際にはシンガポール単独での独立を望んでいた。こうして、マラヤ連邦との統合を唱えるリーの主張に強く反発したわけである。以上に示したように、親共産主義勢力は、治安権限とマラヤ連邦との統合案をめぐる、57年8月の政変を起こしたのだった。

(2) 57年8月政変後の党内統治強化

57年8月の政変以前のPAPの中央執行委員会の選挙では、党員バッジを着用していればだれでも会場へ入場し投票可能であった。PAPの60年史によると³⁶、親共産主義勢力はこの選挙制度の不備を悪用して、57年8月の政変を仕掛けたとされる。

そこで、党員管理を厳格化し、顔写真付きの党員証を発行するようになった。さらに、それを各党員の所属する労働組合ではなく、各党員の自宅へ郵送する仕組みを整えた。そしてより重要なのは、中央執行委員会の選挙の投票資格者を、党員全員から幹部党員 (cadre) のみに限定したことである。そして、中央執行委員会が幹部党員を認定する仕組みを整えた。

つまり、中央執行委員会が徹底的な身辺調査をした上で信頼できると判断した党員のみが幹部党員となれ、それら幹部党員だけが中央執行委員を選ぶ投票券を持つという仕組みである。これは、民主主義的な党内統治から強権的な党内統治への転換を意味しており、親共産主義勢力以外の党員達もリーら執行部に対して反感を持つようになった。

また、逮捕された親共産主義勢力のPAP幹部8名 (林清祥、方水雙、S. ウドゥハル、D. ナイア、曹超卓、J. プトゥッチェアリ、陳従今、陳世鑿) に関しては、立法議会の初の総選挙でPAPが勝利し、59年6月にリー政権による自治政府が成立したときに釈放された。釈放はリ

ムとリーの間での取り決めによるものであり、釈放後すぐに、J. プトゥッチェアリ、陳従今、陳世鑿を除く残り5名は、記者会見を開き、「平和的、民主的かつ合憲の方法で、『独立、民主、非共産、社会主義マラヤ』を建設するという³⁷、1958年11月21日の党声明の目的を無条件に支持する」との声明を発表させられた³⁸。

そして、政権では原則として権限の低い役職に追いやられ、党でも幹部党員の資格も与えられず、将来の議員立候補も禁止された。これらの厳格な懲罰的措置は林清祥ら親共産主義勢力幹部の不満を助長し、その多くが1961年7月の2度目の政変と関わることとなった。

2. 1961年7月の政変

2度目の政変も、治安権限とマラヤ連邦との統合案をめぐる勃発し、PAPの非共産主義勢力と親共産主義勢力との間で再び熾烈な権力闘争が繰り広げられた。ただし、57年8月の政変と異なるのは、マラヤ連邦との統合がかなり現実味を帯びていた点である。そのため、両者の対立は激しいものとなり、PAP党員のみならずPAP支部も文字通り分裂した。このとき、親共産主義勢力以外の党員も、57年8月政変以降の強権的な党内統治に反発して多数離党している。

この2度目の政変によって、PAPは壊滅的な被害を受け、しばらくの間は政党組織として成り立っていなかった。そして、リーら非共産主義勢力の幹部達は、PAPではなく政府に政権基盤を求めようになり³⁹、権威主義体制の構築を開始することとなる。

(1) 61年7月政変の勃発要因

61年5月、シンガポールでの外国人記者協会で、マラヤ連邦のトゥンク・アブドゥル・ラーマン首相は、「マラヤは今日一国家として、単独孤立してはやっていけないことを理解している。…われわれは、…これらの地域 (イギリス、シンガポール、ボルネオ、ブルネイ、サラワク) が政治・経済協力の面でより密接に結ばれるような計画を考えねばならない」と発言した⁴⁰。本人曰

³⁷ PAP 60年史では、「PAPの綱領は、民主的、社会主義的であるが非共産のマラヤとの合併を通じたシンガポールの独立である (The PAP's political platform was independence for Singapore through merger with a democratic, socialist but non-communist Malaya)」と述べている (PAP、2014、p.23)。

³⁸ 竹下 (1995) 132 ページ

³⁹ 竹下 (1995) 154 ページ

⁴⁰ 竹下 (1995) 144 ページ

³⁵ PAP (2014) p.19

³⁶ PAP (2014) p.20

くいまだ明確な構想といったものではなかったが⁴¹、マラヤ連邦とシンガポールの統合は、この発言を契機として急速に進展する。

このラーマン首相発言を、リー政権はもちろん英国政府も歓迎した。56年7月のエジプトによるスエズ運河国有化以降、55年4月のバンドン会議を背景とする国連における反植民地主義運動もあいまって、英国政府にとってスエズ以東の植民地政策は負担となっていた⁴²。具体的には、アジア地域の治安維持のための駐留英軍費用を問題視していた。それゆえ、親共産主義勢力を統制する高い治安能力を持つマラヤ連邦へのシンガポール統合によって、シンガポールの破壊的な労働組合活動の統制を期待でき⁴³、結果的に駐留英軍費用を低下させることになるものとして、英国政府はラーマン首相発言を歓迎したのである。

一方、シンガポールの親共産主義勢力は、ラーマン首相発言の6日後の61年6月2日、マラヤ連邦統合に対する反対活動を開始した。最大労働組合であるシンガポール労働組合会議（The Singapore Trade Union Congress: STUC）のビッグ・シックスと呼ばれた林清祥ら大物幹部6名（林清祥、方水雙、S. ウドゥハル、ドミニク・ブトウチェアリ、S. T. バニ、ジャミト・シン）が、シンガポール国民の最低の要求である真の内政自治を獲得するため、国内治安評議会の廃止を求める声明を発表したのである。これは、マラヤ連邦との統合による独立ではなく、シンガポール単独での独立を主張した声明に他ならなかった⁴⁴。

これは、リーにとっては、親共産主義勢力による明確な裏切り行為であった。林、方、ウドゥハルは、57年8月の政変の首謀者であり、リーのはからいによって釈放され、釈放時には非共産主義であるマラヤ連邦との統合による独立を目指す PAP 綱領に同意する記者会見すら開いていた。

ところが、林らは、PAP の支持母体である労働組合

⁴¹ Drysdale (1984) pp.259-260

⁴² 竹下 (1995) 147 ページ

⁴³ PAP によると、61年当時、シンガポールの労働争議は、年間で41万899人日 (man-days) 分の労働時間を喪失させた (PAP, 2014, 31 ページ)。たとえば、3倍増しの休日出勤手当制度を政府が廃止したために、労働争議が勃発したこともあった。

⁴⁴ 竹下 (1995) 150 ページ

の多くから支持を受けたのみならず⁴⁵、PAP 議員8名からも支持を受けた。林ら親共産主義勢力は、61年7月の立法議会の2つの補欠選挙で PAP 候補の落選運動を行い、PAP 候補は両名とも落選した⁴⁶。これらの補欠選挙敗退の結果を受け、リーは、自らの政権への信任投票を行うべく、緊急の立法会議を開催した。リー政権への造反が相次いだ結果、定員51名のうち信任票は26票であり、26票目の信任票を投じたのは入院先から登院した女性議員であった⁴⁷。

からくも立法議会からの信任を受けたリー政権は、棄権したり不信任票を投じたりした PAP の造反議員13名を追放した。すると、PAP を追放された議員らは、同月末にバリサン・ソシアリス党 (Barisan Socialist: BS) を結成し、林清祥を代表者とした⁴⁸。そして、親共産主義勢力は、PAP 関連の支部、労働組合そして華人学生らを BS に引き抜く工作活動を行った。その結果、PAP 支部25か所のうち20か所は、BS の指揮下へ移行することとなった⁴⁹。

以上に示した通り、親共産主義勢力は、57年8月政変と同様に、治安権限とマラヤ連邦との統合案をめぐって、61年7月の政変を起こした。リー政権はからくも立法議会からの信任を受け、PAP から親共産主義勢力を追放した。ところが、57年8月の政変とは異なり、追放された親共産主義勢力は、華人中心の PAP 支持母体の多くを引き抜き、PAP の党組織に壊滅的被害を与えたのだ。この後、PAP に政権基盤を求められなくなったリー政権は、政府にそれを見出すこととなる。

(2) バリサン・ソシアリス党との闘い

1961年8月、党組織に壊滅的な被害を受けるなか、PAP は新たな中央執行委員会で委員を選出した。このとき委員に選出された少数の政権幹部は結束を強め、後々、その強固な人的ネットワークを生かした省庁横断型の機動性と効率性に優れた外資誘致政策を展開し、高度経済成長に大きな貢献を果たすこととなる。

それら少数の政権幹部とは、リー、杜進才、呉憲

⁴⁵ 竹下 (1995) 150 ページ。1961年7月に STUC は、非共産主義勢力の NTUC (全国労働組合会議) と親共産主義勢力の SATU (シンガポール労働組合協会) に分裂した (PAP, 2014, 31 ページ)。このとき、57年8月政変時にリーによって釈放された D. ナイアは、NTUC に残った。

⁴⁶ PAP (2014) 28 ページ

⁴⁷ PAP (2014) 28 ページ。入院先から運ばれた女性議員は、Siglap 党の Sahorah Ahmat である。

⁴⁸ PAP (2014) 28 ページ

⁴⁹ PAP (2014) 28 ページ

瑞⁵⁰、王邦文、S. ラジャラトナムの5名を指す。それらは、元々、ラッフルズ・カレッジや英国留学中の学友であったり、マラヤン・フォーラムを通じて知り合った同志であった⁵¹。この強固な人的ネットワークは、裏を返せば、排他的な人的ネットワークでもあった。

その背景として、身辺調査で親共産主義者の疑いはなくリーも信頼していた人々(たとえば、卓可党、陳新嶸、黄信芳など)が、自らBSへ去ったことのトラウマを指摘できる⁵²。竹下(1995)に依拠すれば⁵³、リーら共産主義勢力幹部らの強権的な党内統治をきらっての離脱であったと言えるが、このことでリーはPAPではなく政府に自らの政権基盤を求めて、排他的な権威主義体制を構築していく。

本来であれば、PAPの党組織が壊滅的被害を受けたということは、立法議会の総選挙でPAPに投票した人々の支持を失ったことと同義であり、解散総選挙を実施してシンガポール人民に信を問うべきであった。しかし、リー政権はPAPと政府を別物とみなし、PAPは支持を失ったとはいえ政権は支持を失っていないと強弁した⁵⁴。そのため、マラヤ連邦との統合を進めるという論理であった。そして、61年9月、マラヤ連邦との合併

⁵⁰ 外資誘致政策で最大の貢献を果たすことになる韓瑞生(Hon Sui Sen)も、ラッフルズ・カレッジで学び英国留学経験もある官僚出身者で、リーや呉と家族ぐるみの付き合いをしており、リーを中心とする強固な人的ネットワークを構成する主要人物のひとりである。同じく官僚出身の呉からの誘いで、シンガポール経済開発庁(EDB)の初代長官、シンガポール開発銀行(DBS)の初代総裁、シンガポール通貨庁(MAS)の初代長官、財務大臣などの要職を務めることとなる。また、韓は、官僚としての世銀出向時代にウィンセミアス(A. Winsemius)と知り合っている。ウィンセミアスは、その後、韓と協力し、外資誘致計画策定を通じて、シンガポールの工業化や国際金融センター化に多大なる貢献を果たすことになる。それらの詳細な分析については、次なる喫緊の課題として早急に取り組みたい。

⁵¹ マラヤン・フォーラムは、ラッフルズ・カレッジ時代の学友であった呉とアブドゥル・ラザクが、英国留学中に反帝国主義・反植民地主義を掲げて創設したロンドンの学生フォーラムである。なお、ラザクは、ラーマンの盟友でありラーマン首相時の副首相である。したがって、マラヤ連邦との統合交渉の主要人物となったリー、呉、ラーマン、ラザクはすべて旧友であった。

⁵² 竹下(1995)154ページ

⁵³ 竹下(1995)154ページ

⁵⁴ 竹下(1995)154ページ

可否をシンガポール人民に問う1年後の投票実施を見据え、親共産主義勢力のこれまでの陰謀を自らとの密約も含めてラジオで暴露する激しいネガティブ・キャンペーンを開始した⁵⁵。

これに対して、BSは、マラヤ連邦との統合は、シンガポールの華人を二級市民にすることであり、シンガポールの華人を売り渡すことに他ならないとのキャンペーンを張った⁵⁶。この主張は、46年のマラヤ連合市民権案に対するマレー人の大規模な反対運動を華人に思い起こさせるものであり、マラヤ連邦と統合した場合、華人はマレー人と同様の身分を得ることはできず、経済的に搾取されてしまうという恐れを抱かせるためのものであった。また、親共産主義勢力は、インドネシアの共産主義勢力に対して、マラヤ連邦との統合反対への支援を求めた⁵⁷。これは、国際的な武力衝突の恐れを意図的に起こすことで⁵⁸、シンガポール人民がマラヤ連邦との統合に反対するよう誘導するものだった。

こうした熾烈な対決を経て、62年9月、シンガポール人民の70.8%がマラヤ連邦との統合に賛成し、マラヤ連邦統合が決定した。BSのとりあげた市民権問題は、リーの直談判で、マラヤ連邦のラーマン首相が同年7月に連邦市民権を認めたことで解決されていた⁵⁹。以上の経緯で、リー政権は、シンガポール人民からの信頼も獲得した。選挙後、リーは、10カ月をかけて全51選挙区をめぐり、63年9月のシンガポール州議会選挙に向けたPAP支部の立て直しを図った。同時に、BSへの弾圧を開始した。

(3) 権威主義体制の確立

リー政権は、BSおよびその支持母体の労働組合や学生団体の摘発を検討し、警察特別部による調査を開始した。62年10月には、組合費のBS活動資金への流用容疑で、ビッグ・シックスのひとりで港務局職員組合のジャミト・シン書記長を逮捕し、同組合の認定を取り消

⁵⁵ PAP(2014)32ページ

⁵⁶ PAP(2014)32ページ

⁵⁷ PAP(2014)32ページ

⁵⁸ マラヤ連邦にシンガポールが統合すると、英軍の軍事拠点もマラヤ連邦に内包されることになる。このため、インドネシア共産党との結びつきが強いインドネシア政府にとって、反共の東南アジア条約機構(The South East Asia Treaty Organization)に加盟する英軍の軍事基地が反共のマラヤ連邦に属することは、自国の安全保障にとって多大なる脅威となるものだった。

⁵⁹ 竹下(1995)169ページ

した⁶⁰。その後、大規模な摘発準備を進め、63年2月に国内治安評議会を開催し、かつての同僚を一斉逮捕する冷凍庫作戦の発動を決定した⁶¹。

そして、林清祥をはじめとする113人（政党员：BS 24人、PAP 3人、その他4人、労働組合指導者：21人、大学生：南洋大学 17人、その他2人、ジャーナリスト：5人、諸団体役員：11人、上記以外：26人）を逮捕した。林の他のかつての同志の逮捕者は、方水雙、S. ウドゥハル、J. プトゥチェアリ、卓可党などであった。また、ビッグ・シックスのひとりであるD. プトゥチェアリも逮捕された。リー政権は、かつての同志の逮捕時には躊躇の姿勢を見せることもあったが、同年4月にBSが政治犯に関する抗議行動を起こした際には、立法議会議員であろうと躊躇なく逮捕した。

63年9月のシンガポール州議会選挙は激戦となり、各選挙区のPAPとBSの得票差はわずかであったが、結果的にはPAPは37議席を獲得し圧勝した⁶²。この結果を受け、リー政権は、同年10月にBS支持母体の壊滅作戦を発動し、シンガポール労働組合協会（Singapore Association of Trade Unions: SATU）の労働組合指導者14人を含む195人を逮捕した⁶³。このときの治安維持法違反容疑は、政治目的でストライキを計画したことだった。

これら一連のリー政権による労働組合弾圧を背景として、SATUに所属していた労働組合の多くは、リー支持に転向していたD. ナイルの全国労働組合会議（The National Trade Union Congress: NTUC）に移行した⁶⁴。支持母体の多くを失ったBSは、64年5月に国民兵役法をめぐる内部分裂を起こしたことで決定的な打撃を受け⁶⁵、もはやリー政権にとっての脅威ではなくなった。すなわち、ここに至って、リー政権は、親共産主義勢力に対する絶対的優位性ととも、権威主義体制を確立したと言える。

おわりに

本稿は、治安維持法を用いた不起訴長期拘留に代表さ

れるシンガポール特有の権威主義体制はいかなる経緯で確立されたのか、その歴史の変遷を示すことを課題として史的分析を行った。

上記の問いに対する本稿の分析結果は、下記の通りである。57年8月と61年7月の2つの政変を経るなかで、リー政権は、少数の政権幹部で強固な結束を図るしかない状況に追い込まれ、自らの政権基盤をPAPではなく政府に求めざるを得なくなった。そして、治安維持法という政府のもつ強い権限を最大限に活用することを選択し、PAP綱領で掲げた民主主義とは全く異なるシンガポール特有の権威主義体制を確立することとなった。

この経緯で構築された少数の政権幹部に権力の集中する強固な人的ネットワークは、外資誘致政策を通して、1960年代後半以降の工業化や国際金融センター化に貢献することとなる。ただし、外資誘致政策自体の分析については、今後の喫緊の課題としたい。本稿は、外資誘致政策の展開を分析するための準備段階として、政治の安定化を達成したシンガポール特有の権威主義体制の確立過程を整理するものであった。

参考文献

- 板谷大世（2011）、「シンガポールにおける内政自治権の獲得と治安維持条例（PPSO）—第二次世界大戦後から制憲会議までを中心に—」『広島国際研究』第17号。
- 岩崎育夫（2013）、『物語 シンガポールの歴史：エリート開発主義国家の200年』中公新書。
- 岡本和彦（1997）、「コミンフォルムとユーゴ・ソ連論争—コミンフォルム会議議事録の公開を受けて、一九四七年のコミンフォルム設立会議を中心に—」『一橋論叢』第117巻第6号。
- 篠崎護（1973）、『シンガポール占領秘録—戦争とその人間像』原書房。
- 竹下秀邦（1995）、『シンガポール：リー・クアンユウの時代（アジア現代史シリーズ；4）』アジア経済研究所。
- 田村慶子（2013）、『多民族社会シンガポールの政治と言語—「消滅」した南洋大学の25年』明石書店。
- 筒井千尋（1944）、『何方軍政論』日本放送出版協会。
- 原不二夫（1978）、「マラヤ共産党と抗日戦争—「祖国支援」「マラヤ民族解放」の交錯』『アジア経済』アジア経済研究所、第19巻第8号。
- 松岡昌和（2019）、「シンガポールにおける戦後復興の記憶—歴史教科書と戦跡施設の展示に見る「戦争が遺したもの」』『マレーシア研究』、第7号。
- 李炯才（1987）、『南洋華人—国を求めて』サイマル出版会。

⁶⁰ 竹下（1995）173ページ

⁶¹ 竹下（1995）180-182ページ。ビッグ・シックスのうち、逮捕を免れたのは立法議会議員のS. T. バニだけだった（竹下、1995、182ページ）

⁶² 竹下（1995）180-182ページ。ビッグ・シックスのうち、逮捕を免れたのは立法議会議員のS. T. バニだけだった（竹下、1995、182ページ）

⁶³ 竹下（1995）278ページ

⁶⁴ 竹下（1995）278-279ページ

⁶⁵ 竹下（1995）284ページ

ルイス・J・ハレー (1970), 『歴史としての冷戦—超大国時代の史的構造』サイマル出版会。

Chapman, F. S. (1957), *The Jungle is Neutral*, London: Chatto & Windus.

Drysdale, John. (1984) , *Singapore's Success for Struggle*, North Sydney: Allen and Unwin Australia.

Hanrahan, G. Z. (1971), *The Communist Struggle in*

Malaya, Kuala Lumpur: University of Malaya Press.
PAP. (2014), *PAP 60 FORWARD TOGETHER*, Singapore: People's Action Party.

シンガポール国立国会図書館ウェブサイト (<https://rnavi.ndl.go.jp/>)

NTUC ウェブサイト (History of NTUC: Reunion) (<https://reunion.ntuc.org.sg/>)